

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(十三)

平成二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

法人名

()

資 産 の 種 類 及 び 名 称	1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円
当期益金算入額						
特別修繕費を支出した場合による 益金算入額	4					
積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
計 (4) + (5) + (6)	7					
差引特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8					
当期積立額	9					
積立限度額の計算						
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した 特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—	
(11) × (13)	14	円	円	円	円	
積立限度額 (12)と(14)のうち少ない金額	15					
積立限度超過額 (9) - (15)	16					円
期末特別修繕準備金の金額 (8) + (9) - (16)	17					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	18					
貸借対照表の金額との差額の明細						
当期分	(7) - (15)					
前前期分	前期分					
前前期分	前期分					
積立期間の終了する事 の日の翌日から2年を は連結事業年度終了 日とする						
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	24					
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算						
当期益金算入額の計算						円
平成24年4月1日以後最初に開始する 事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平 . .				
同上の日における 特別修繕準備金の金額	26		円			
$\frac{\text{当期の月数}}{48}$ 又は120	27	—				
4年等均等取崩金額 (26) × (27)	28		円			
同上以外の場合による益金算入額	29					
当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額	30					
翌期繰越額の計算						
期首特別修繕準備金の金額	31					円
当期益金算入額 (30)	32					
期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33					
貸借対照表に計上されている 特別修繕準備金	34					
差引 (34) - (33)	35					
当期積立額	36					
貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34))	37					
計 (36) + (37)	38					
前期末における差額 (前期の(35))	39					

「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2

② 「区分番号」欄：「00391」

③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合